

意見公募要領

1 意見公募対象

周波数割当計画の作成案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和元年（2019年）10月28日（月）から同年11月22日（金）まで、エジプト（シャルム・エル・シェイク）において開催された国際電気通信連合（ITU）2019年世界無線通信会議（WRC-19）の審議結果に基づき、ITU憲章及び条約に附属する無線通信規則の一部改正が令和3年（2021年）1月1日に発効することとなっています。

我が国での割当て可能である周波数を示す表である周波数割当計画は、当該無線通信規則に整合するよう定める必要があることから、今般、2019年世界無線通信会議（WRC-19）の結果を受けて周波数割当計画の作成を行うものです。なお、現行の周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）を廃止し、新たに周波数割当計画を作成するものです。

なお、本件意見募集に関連するWRC-19の主要審議結果とこれを踏まえた周波数割当計画の主な変更内容は以下のとおりです。

(1) 415-526.5kHz帯におけるNAVDAT用周波数の分配（議題1.8関連）

海上における遭難及び安全に関する世界的システム（GMDSS）の近代化として、415-526.5kHz帯がNAVDAT用として国際分配されました。これを受けて、同周波数帯における国内分配の変更を行うものです。

これにより、これまでテキスト配信のみであったNAVTEXにかわりデジタル方式でのデータ配信の受信も可能なNAVDATの導入が実現し、更なる安全航行への寄与が期待されます。

(2) 137-138MHz帯及び148-149.9MHz帯における短期間ミッションの非静止衛星での宇宙運用業務への周波数の分配（議題1.7関連）

近年増えつつある短期間ミッションの非静止衛星の遠隔追跡・制御のための宇宙運用業務として、137-138MHz帯及び148-149.9MHz帯が国際分配されました。これを受けて、同周波数帯における国内分配の変更を行うものです。

(3) VHFデータ交換システム（VDES）の衛星での利用等のための周波数分配（議題1.9.2関連）

無線通信規則付録第18号において国際VHFとして海上移動業務に分配されている周波数について、VDESの衛星での利用のために海上移動衛星業務に国際分配されました。これを受けて、同周波数帯における国内分配の変更を行うものです。

これにより、カバーエリアが広い衛星VDESとしての利用が可能となり、更なる安全航行への寄与が期待されます。

(4) GMDSSの新たな衛星システムとしてイリジウム衛星システムの導入

GMDSSの新たな衛星システムとしてイリジウム衛星システムを導入するために、1621.35-1626.5MHzの周波数帯が新たに海上移動衛星業務（宇宙から地球）に一次業務として国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。

併せて、使用期限を満了した周波数帯について使用期限を削除するなどの規定の整備を行うものです。

3 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 へ

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年8月15日（土）から同年9月18日（金）まで（必着）

※郵送については、同日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公に

することがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：伊藤周波数調整官、福川第二計画係長、八代官

電 話：03-5253-5875

F A X：03-5253-5940

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「周波数割当計画の作成案に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。